

(別紙1)

質 疑 応 答 書

業務委託の名称: 那須南病院医療事務業務委託

令和8年7月16日

番号	仕様書 (頁等)	その他	質 問 事 項	回 答
1	P7 1-(1)-ウ-(イ)		⑤～⑦の業務について 今回の仕様書で追加になっておりますが、次回のご契約から新たに業務を行う ということによろしいでしょうか。	契約開始時から医療事務は日々変化しており、時代のニーズに合 わせた業務を明文化したもので、質問のとおり仕様書としては追加 となります。
2	P10 4-(1)キ・(10) (11) (12)		今回の仕様書で追加になっておりますが、次回のご契約から新たに業務を行う ということによろしいでしょうか？	契約開始時から医療事務は日々変化しており、時代のニーズに合 わせた業務を明文化したもので、質問のとおり仕様書としては追加 となります。
3	P10-(11)ア		訪問看護用金庫（現金）の管理とありますが、金庫は貴院にて準備するという 認識でよろしいでしょうか？また金庫の管理とは具体的にはどのような業務に なりますでしょうか？通常の収納業務と混在するケースが想定されますがどの ような運用になりますでしょうか？	訪問看護用の小さな金庫（現金 20,000 円）を病院が用意します。 ①朝、医事課内の金庫から小さな金庫（現金 20,000 円）と請求書（控 え）及び領収書ボックスを入退院窓口に設置。 ②訪問看護利用者が支払いに来院した際、入退院窓口にて請求書（控 え）及び領収書ボックスから該当者の請求書（控え）及び領収書 を抜き、現金の収受事務及び公費手帳の記入を行う。 ③外来レジ締めと同時に、訪問看護の収受現金と請求書（控え）が あっているか締め作業を行う。 ④訪問看護事務員に引継ぐ。 なお、訪問看護システム内への入金処理は、訪問看護事務員が行 います。
4	P13 8-(7)		「②看護師に同席してもらい」や「⑧看護師と相談して決定」といった運用に ついては、看護師との連携や指示・判断を前提とする業務となっており、請負 業務として求められる業務の独立性という観点から、適切な運用とは言い難い と考えております。また、その他の業務につきましても、外来クラーク業務と して一般的に想定される処理範囲を超える業務内容が含まれているように見受	仕様書中の「相談」や「同席」といった記載は、業務を適正に実 施するために必要な情報共有、事実確認、医療上又は制度上の判断 を行うことを目的としたものであり、委託者が受託者の従事者に対 して具体的な業務指示や指揮命令を行うことを意味するものではありません。

			けられます。 このような点を踏まえますと、当該業務を請負契約の範囲で受託することは難しいと考えております。請負業務として適切な形となるよう業務内容の見直しが必要と考えております。これらの点につきまして、貴院のご見解をお示しいただきたく存じます。	
5		公告	入札時に入室できる人数は何人でしょうか？	特に指定はしていません。
6		入札実施要項	第6条 4にて見積書を用意することとありますが、入札日に2回分の見積書の持参が必要ということでしょうか。	質問のとおりです。
7	P6 19 (2)		やむを得ない事情により契約期間の途中で契約を解除する場合も同様としますが、どのような状況を想定しておりますでしょうか。	当該業務受託者又は組合からなど契約解除を申し出た場合（経営破綻など事業継続が困難となった場合や重大な不正行為が発覚した場合など）が想定されます。
8	P8 2 (1) イ②		現在は夜間救急に受診された方のマイナンバーのみスキャンしておりますが、同様の運用と考えてよろしいでしょうか。	マイナンバーカードのスキャンは、夜間救急患者のみとなります。
9				
10				